

○地方独立行政法人岡山市立総合医療センター役員報酬等規程

平成26年 4月 1日  
改正 平成26年12月 1日  
改正 平成27年 4月 1日  
改正 令和 5年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については給料、役員手当、通勤手当及び業績手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける常勤の職員が理事長を除く役員を兼ねる場合は、職員給与規程の規定により支払われる給与、役員手当（ただし、時間外勤務手当を支給している者は除く）及び業績手当とする。

2 常勤役員と期間を定めて雇用される常勤職員を兼ねる場合は、役員報酬及び雇用契約書で定める給料とする。

3 前項で定める常勤役員と兼ねることのできる期間を定めて雇用される常勤職員は次に定めるとおりとし、その給料月額は次に掲げる額の範囲内で理事長が決定する。

- (1) 院長 月額400,000円
- (2) 副院長 月額300,000円
- (3) 事務局長 月額150,000円

4 常勤の役員とは、常態として法人に勤務する役員として理事長が認めた者とする。

(支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員給与規程に規定する支給日の例による。ただし、第10条に規定する日額の報酬を支給する日は、その勤務のあった日とする。

2 特別の事情があるときは、理事長は前項の支給日を変更することができる。

(給料)

第4条 常勤の役員の給料月額は、次に掲げる額の範囲内で理事長が決定した額とする。

- (1) 理事長 月額939,000円（医師以外は750,000円とする）
- (2) 副理事長 月額745,000円（医師以外は654,000円とする）
- (3) 理事 月額634,000円（医師以外は545,000円とする）

(役員手当)

第5条 常勤の役員の役員手当は、次に掲げる額の範囲内で理事長が決定した額とする。

- (1) 理事長 月額250,000円（医師以外は170,000円とする）
- (2) 副理事長 月額200,000円（医師以外は130,000円とする）
- (3) 理事 月額150,000円（医師以外は90,000円とする）

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、常勤の役員に対し支給する。

2 前項の通勤手当の額及びその支給方法は、職員給与規程に規定する通勤手当及び支給方法の例による。

(業績手当)

第7条 業績手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する常勤の役員に支給する。基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した者(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。

2 業績手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職、解職又は死亡の日現在)において常勤の役員が受けるべき業績手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の197.5を、12月に支給する場合においては100分の212.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の業績手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額とする。ただし、職員給与規程第33条及び第36条の規定により期末手当及び勤勉手当が支給される者は、役員が受ける役員が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算して得た額とあるものを役員手当に読み替える。

4 業績手当の額を定めるにあつては、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会が行う業績評価の結果及び常勤の役員としての業務に対する貢献度(以下「業績評価の結果等」という。)を総合的に勘案するものとし、前項の規定による業績手当の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

5 前項の規定による業績手当の増額又は減額は、業績評価の結果等を受けて、翌年度の業績手当について行うものとする。

(退職手当)

第8条 常勤の役員が退職(任期満了又は死亡の場合を含む。)したときは、退職手当を支給する。ただし、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項の規定により解任されたとき(同項第1号により解任された場合を除く。)は、当該役員に退職手当は支給しない。

2 退職手当の支給は、任期ごとに行う。

3 退職手当の額は、退職又は死亡した日が属する月におけるその者の給料月額に在職年数を乗じて得た額とする。

4 退職手当の額については、法人の業務の実績、その者の業績等を勘案し、前項の規定による額の100分の20の範囲内で、増額し、又は減額することができる。

5 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター職員退職手当支給規程(以下「退職手当規程」という。)の規定により退職手当が支給される者には、本条は適用しない。

(理事長が病院長を兼ねる場合)

第9条 理事長が法人の病院長を兼ねて、診療に従事する場合は、第5条第1号の額を350,000円に読み替える。

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当は、日額30,000円とする。

(旅費)

第11条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第5条第2項及び第7条第2項の改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

第7条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日より改正施行する。